

決算審査特別委員会意見書

今回審査した令和2年度決算は、令和元年東日本台風による災害からの復旧と一日も早い生活・なりわいの再建に向けた取組を切れ目なく講じるとともに、第1期復興・創生期間の最終年度であることを踏まえ、未曾有の複合災害からの復興と福島ならではの地方創生を両輪で進めるため編成された当初予算に加え、新型コロナウイルス感染症対策等に対処するため13度の補正を行い、大きな財政規模であった。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・創生のための事業が迅速かつ適切に執行され、併せて行財政の円滑な運営と経営健全化が図られているかなどの観点から審査を行った。その結果、令和2年度の予算執行は、普通会計、企業会計とも、議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、各会計において、改善または検討を必要とする事項は次のとおりである。

◎普通会計について

本県では厳しい財政状況が続いており、「復興計画」及び「ふくしま創生総合戦略」の推進とともに行財政の円滑な運営を図っていくため、次の事項に留意の上、事務事業に取り組むべきである。

1 財源の確保について

- (1) 一般財源総額の確保が予断を許さない状況にある中、福島の復興と地方創生に係る多様かつ膨大な財政需要等に対応するため、引き続き「原子力災害等復興基金」を始めとした各種基金を有効活用するなど、必要な財源の確保に努めること。
- (2) 県税においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特例による徴収猶予を広く適用したことから、前年度と比較して収入未済が増加しており、依然として収入未済額全体に占める割合が高いことから、税負担の公平性を維持し財源を適正に確保するため、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済の縮減を積極的に図ること。

また、税以外の収入においては、新たな収入未済の発生防止を図るなど、適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じ収入の確保に努めること。

2 事業執行について

- (1) 前年度と比較し繰越額や不用額が増加しているが、繰越額については、令和元年東日本台風や令和3年2月の福島県沖地震等に伴う災害復旧事業

への対応、さらには新型コロナウイルス対策を含む年度末の補正予算等により増加したものである。

受注者側の人手不足などやむを得ないものも見受けられるが、適切に情報収集やこれまでの繰越要因の分析を行い、より計画的な事業管理及び執行を図り、繰越額及び不用額の縮減に努めること。

- (2) 一部の補助事業で要件誤認による事務処理誤りの事案があったが、不適切な事務処理の発生防止のため、管理職も含めた職層別・業務別の財務事務研修の内容を更に充実させ、職員全体の事務処理能力の向上を図ること。さらに、事務事業の実施に当たっては、その根拠となる条文や要件を正確に解釈することはもとより、発生し得る事務上のリスクを各所属内で十分に分析・評価し、発生頻度や損害の程度などに応じて対策を講じるなど、内部統制を確実に進め組織的なチェック体制の強化を図り、引き続き県民に信頼される行政運営の確立に努めること。
- (3) 庁舎や学校等は、日常的な使用に加え災害時の拠点ともなることから、中長期的な視点から効果的・効率的な修繕等による維持管理を行うこと。
- (4) 東日本大震災、原発事故から10年が経過し、避難者を対象とする各種事業について実情に沿っているか常に考えながら、効果的な事業の執行に努めること。

3 業務執行体制について

復興・創生に資する取組や新型コロナウイルス感染症対策等の中で生じる様々な課題に迅速かつ的確に対応するため、専門職を含めた必要な人員確保に努め、引き続き、職員の心身の健康に配慮しつつ、業務量を考慮した適正な配置を図るとともに、職員の資質向上に必要な研修機会を確保するなど、業務執行体制の充実・強化に努めること。

◎流域下水道事業会計について

本事業は、令和2年4月1日に公営企業会計を適用し、経営基盤の強化に取り組んでいるが、適用の意義や目的をしっかりと認識し、次の事項に留意の上、健全かつ効率的な事業経営に取り組むべきである。

- 1 会計処理については、組織としての知識習得やチェック体制が十分でなかったため、長期前受金に係る戻入を一部行わなかったことによる収益の過少計上や固定資産の除却処理漏れ等による減価償却費の誤計上など、不適切な処理が認められた。

そのため、必要な研修の実施や事務処理マニュアルの整備等により事務執行体制を強化するとともに、職員の意識改革、組織的なチェック体制の確立により、今後は適正な会計処理に努めること。

- 2 今後も、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や人口減少等に伴う市町村の下水道使用料収入の減少が想定されることから、安定的・持続的な事業経営に努めること。

◎工業用水道事業会計について

契約水量増による営業収益の増加や、固定資産除却費の減少により、単年度収支は黒字となっているものの、企業債残高が増加していることに加え、中長期計画に基づいた老朽施設の改築など、今後も多額の資金需要が見込まれることから、更なる経営の合理化・効率化を推進しながら、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 好間工業用水道については、多くの未売水を抱え、一般会計からの補填を受けるなど厳しい経営状況が続いているが、工業用水の利用を予定している企業との新規給水契約により、未売水の解消が見込まれる状況となったため、事業開始時に締結した覚書に基づきいわき市への事業譲渡に向け、協議を着実に進めること。
- 2 相馬工業用水道については、給水能力増強工事が立地予定企業の計画変更等による給水需要の減により中断を余儀なくされており、当該工事により敷設した配水管の費用負担が経営に影響を及ぼしている。そのため、関係部局との連携を密にし、企業誘致、工業用水ユーザー開拓を進めるなど収益確保に向けた対策を適切に講じること。
- 3 工業用水道施設・設備の整備については、引き続き良質な工業用水の安定供給に努めるとともに、より災害に強い施設となるよう、取水ポンプの浸水対策や導水管複線化などの着実な実施に努めること。

◎地域開発事業会計について

本事業による本県への企業立地は、雇用創出等をもたらすことにより地域の振興及び経済の発展に貢献してきた。令和2年度に事業の廃止が決定され、未分譲地の販売業務は商工労働部に移管されたが、清算等の業務に当たっては次の事項に留意の上、適切な対応をとるよう努めること。

- 1 一般会計から繰り入れた負担金を財源として、企業債の償還を計画的に行うとともに、利子負担の軽減を図るなど、累積欠損金の着実な解消に努めること。

◎県立病院事業会計について

常勤医師の減少や新型コロナウイルス感染拡大による患者数の減少により、病院事業収益が減少し、累積欠損金も増加するなど依然として厳しい経営状況が続いている。そのため、「ふくしま県立病院事業改革プラン」に基づき、県民や地域に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう、次の事項に留意の上、取り組むべきである。

- 1 中山間地域における医療提供体制の確保、先進的な精神科医療の提供、震災からの復興を支える医療提供体制の確保など、県立病院に求められる政策医療の役割を踏まえ、関係機関との連携を図りながら、地域のニーズに対応した、より一層良質な医療の提供に努めること。

また、収益の確保や費用削減の徹底による経営効率化のほか、未利用財産の速やかな売却などによる累積欠損金の削減に努めること。

- 2 個人に係る医業未収金については、訪問徴収の実施や弁護士法人への回収委託等により減少しているが、未収金の早期回収に組織的に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めること。
- 3 休止中の大野病院については、発災等による被害状況の詳細が判明していない施設・設備の現状把握に努めること。